

**令和 2 年度 十島村（島内加入者光ファイバ網）  
高度無線環境整備推進事業**

**令和 2 年 5 月**

**鹿児島県 十島村**

## 目次

1. 公募型プロポーザル方式で提案を求める趣旨.....	3
2. 提案の審査及び契約の方法 .....	3
3. 経費限度額.....	3
4. 提案参加資格.....	3
5. 提案への参加申込み及び辞退.....	4
6. 参加申し込みに関する質問.....	5
7. 提案書の作成等.....	5
8. 提案および仕様書に関する質問 .....	7
9. 調査・設計、施工及び施設運営事業者選定のポイント.....	8
10. 結果通知について.....	9
11. その他.....	9

## 1. 公募型プロポーザル方式で提案を求める趣旨

平成30年度から令和元年度にかけて十島村(以下、「本村」という)にて整備がなされた中之島～諏訪之瀬島～平島間の海底光ケーブル等の敷設、現在工事中である口之島～中之島、宝島～小宝島の海底光ファイバケーブル等の敷設など整備が図られている。この整備された光ファイバケーブルと連動して、令和2年度は口之島、中之島、諏訪之瀬島、平島、悪石島、小宝島、宝島の各地区に光ファイバケーブル基盤を整備することで、本土との通信環境の地域間格差を解消し、十島村の地域情報高度化を推進するため無線局を設置する。この無線局を使用することで、村民生活の利便性向上や地域活性化が図られ、防災、医療・福祉及び定住対策等に寄与する。

については、民間事業者による創意工夫を生かした設計・施工および運営維持管理の提案を受け、村民ならびに本村にとって最適な事業者を選定することが必須の要件となる。

本要項はそのための実施方法について定めたものである。

なお、令和3年度には超高速インターネット接続を基本とした光ブロードバンド・サービス環境を持続的に本村に展開するものである。

## 2. 提案の審査及び契約の方法

公募により、「令和2年度十島村(島内加入者光ファイバ網)高度無線環境整備推進事業に係る設計・施工、施設運営事業者選定プロポーザル」の提案を受け、本村で組織する事業選定委員会(以下、「選定委員会」という。)において、提出された提案書等の審査を行い、最も優れた提案を行った者を当該事業の調査・設計、施工に関する工事請負契約締結及び整備された施設等に関する賃貸借契約、保守管理業務委託契約の優先交渉権者とする。

契約に際しては、提案の内容と本村の意向について協議、調整を行い双方合意の上、随意契約による契約を行う。また、各契約書等に記載する項目の詳細については、優先交渉権者と協議の上決定するものとする。

## 3. 経費限度額

経費限度額は 1,217,810,000円(消費税を含む)とし、提案価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)が当該経費限度額を超えた場合は無効とする。なお、当該経費限度額は企画提案のために設定した金額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

## 4. 提案参加資格

参加資格を有する者は、令和2年4月1日現在において、次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

(1) 公告の日現在において、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)によって定められ、総務省に届け出

た電気通信役務を提供している事業者であること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「地方自治令」という。)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 全国規模で光回線サービスを提供しており、鹿児島県内離島においても光回線サービス提供実績があり、かつ、光回線サービスを利用した電話サービスも提供していること。
- (4) 当該事業の設計施工、保守・運用業務、管理業務を一元的に遂行し、かつ、サービス提供に必要な施設等の整備が完了後、速やかに必要な契約等を締結し、光回線サービス提供の開始ができること。
- (5) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する電気通信工事の特定建設業許可を有すること。
- (6) 建設業法26条に規定する技術者を専任で配置することができること。
- (7) (1)から(6)の条件を満たすためにJV(ジョイントベンチャー)での参加も可能とする。
- (8) 本村での指名停止の措置を受けていないこと。

## 5. 提案への参加申込み及び辞退

### (1) 提出書類

提案への参加を希望する者は、必要事項を記入のうえ以下のものを提出すること。

- ① 「提案参加申込書」(様式1)
- ② 「誓約書」(様式2)
- ③ 企業概要表(様式3)
- ④ 同種の業務等の実績調書(様式4)及びそれを証明できる書類
- ⑤ 国内離島地域において光回線サービス若しくはそれに相当する機能を有したサービスの提供実績(任意様式)
- ⑥ JV(ジョイントベンチャー)構成書(任意様式)※JV(ジョイントベンチャー)の場合のみ
- ⑦ 委任状(様式任意)※JV(ジョイントベンチャー)の場合のみ
- ⑧ 履歴事項全部証明書(写し)
- ⑨ 近1年間の都道府県民税及び事業税に滞納が無いことを証する書類(写し)
- ⑩ 暴力団排除に関する誓約書(様式5)
- ⑪ 印鑑証明書(写し)

また、提案参加申込書提出後に提案を辞退する場合は、様式6「辞退届」を提出すること。

### (2) 提案参加申込書の提出期間

令和2年5月19日(火)から令和2年5月25日(月)までの午前9時から午後5時までの間。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

### (3) 提出先

十島村役場 総務課

所在地 〒892-0822 鹿児島県鹿児島市泉町14番15号

電話:099-222-2101(代表)

FAX:099-223-6720

(4) 提出方法

上記提出先へ直接持参又は郵送等による。

なお、郵送等で提出する場合は、令和2年5月25日(月)午後5時までに必着のこと。

(5) 参加資格審査結果通知

参加資格審査は受付後随時行い、結果は審査終了後にメールにて事前通知し、原本は郵送にて通知する。

## 6. 参加申し込みに関する質問

様式7「質問書」により、下記のとおり受付、回答を行う。

(1) 受付期間

令和2年5月19日(火)午前9時から令和2年5月25日(月)午後5時までの間。

ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く

(2) 提出先

電子メールによる質問のみ受け付けるものとする。なお、質問のメールを送付してから24時間以内(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く)に、受領確認の返信メールが届かない場合は、電話等による問い合わせを行うこと。

電子メール :toshima-so@tokara.jp

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答を取りまとめたうえ、随時参加者全員に対し、電子メールにて通知する。

(4) その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けない。

電話での質問は原則として受け付けない。

## 7. 提案書の作成等

(1) 提出書類

提案に際し、提出を求める書類は次の①～⑤とする。なお、作成にあたっては「9. 調査・設計、施工及び施設運営事業者選定のポイント」を考慮すること。

提出する書類の大きさは原則、A4サイズとし、A4サイズに収まらないものについてはA3サイズ(二つ折りしてA4サイズに収納)も可とする。

- ① 令和2年度十島村(島内加入者光ファイバ網)高度無線環境整備推進事業に係る設計・施工、施設運営に関する提案書
- ② 整備後に係る維持管理費及び収支見積書
- ③ 事業費見積書
- ④ 会社概要

⑤ 決算書(直近3期分)

【提出書類の説明】

① 令和2年度十島村(島内加入者光ファイバ網)高度無線環境整備事業に係る設計・施工、施設運営に関する提案書

ア. 次に提示した提案書の項目に従い、内容を具体的に記述すること。

(提案項目、記載のポイント)

(ア) 提案コンセプト : 本業務を提案するにあたってのコンセプトを記載すること。

(イ) 業務体制 : 本業務に係る業務体制を記載すること。

(ウ) 提供サービス : 光回線サービス内容を記載すること。

(エ) 設備仕様 : 全ての設備構成、資産区分等を記載すること。

(オ) 設計仕様 : 設計ポリシーを記載すること。

(カ) 機器・施工仕様 : 主要な材料ならびに工程を記載すること。

(キ) スケジュール : サービス提供までのスケジュールを記載すること。

(ク) 運用保守 : 保守、設備管理、故障時対応について記載すること。

(ケ) 次期ネットワーク : 将来の役場ネットワークの提案をすること。

(コ) 島内ブロードバンド整備 : 「トカラ結ネット」に代わる将来サービス提案をすること。

(サ) その他提案 : 基盤整備後のICT利活用提案をすること。

イ. 項目によっては、説明資料を別紙として作成することも可とする。

② 整備後に係る維持管理費及び収支見積書

ア. 10年間(令和3年度～令和12年度)の村会計に入金されるもの(運営事業者が村に納めるもの:IRU使用料等)と村で支出しなければならない経費(施設運営の中で、村が直接支払う必要があるもの:保守料、各種賃貸料、保険料、移設対応工事費等)の全ての項目について、総額だけでなく、算出根拠がわかる形で、年度別に作成すること。

イ. 将来において、村が臨時的な支出をしなければならない項目があれば、時期、内容、金額等も盛り込んでおくこと。

ウ. 光ブロードバンドサービス提供のため、事業者による民設民営方式で構築するファシリティ設備、伝送設備、所内IP設備、宅内設備の設備投資額、維持管理費について、料金収入にて回収できない場合に必要負担金について提示すること。

③ 事業費見積書

ア. 数量・金額が把握できる見積書(消費税込み)であること。

イ. 別紙の仕様書記載の調査・設計、施工数量を参考に作成すること。

④ 会社概要

以下の点について記載したものを提出すること。

- ア. 事業内容
- イ. 事業規模
- ウ. 事業実績（以下について、明記すること。）
  - (ア) 全国規模での光回線サービス若しくはそれに相当する機能を有したサービス提供実績
  - (イ) 国内離島での光回線サービス若しくはそれに相当する機能を有したサービス提供実績
  - (ウ) 自治体との保守契約による運用実績、提供地域名

⑤ 決算書

- ア. 様式は任意のものとする
- イ. 直近3期分を提出すること

(2) 提出書類の受付期間

令和2年5月26日(火)午前9時から令和2年6月8日(月)午後5時までの間。  
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く

(3) 提出先

5(3)に同じ。

(4) 提出方法

5(4)に同じ。

なお、郵送等で提出する場合は、令和2年6月8日(月)午後5時までに必着すること。

(5) 提出部数

製本10部

(6) その他

提出期限後の提案書の追加・修正・差し替えは一切認めない。

## 8. 提案および仕様書に関する質問

様式7「質問書」により、下記のとおり受付、回答を行う。

(1) 受付期間

令和2年5月26日(火)午前9時から令和2年6月2日(火)午後5時までの間。  
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く

(2) 提出先

電子メールによる質問のみ受け付けるものとする。なお、質問のメールを送付してから24時間以内(ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く)に、受領確認の返信メールが届かない場合は、電話等による問い合わせを行うこと。

電子メール :toshima-so@tokara.jp

(3) 質問に対する回答方法

質問に対する回答を取りまとめたうえ、随時参加者全員に対し、電子メールにて通知する。

(4) その他

受付期間経過後の質問及び指定した方法以外の方法での質問は一切受け付けません。  
電話での質問は原則として受け付けません。

## 9. 調査・設計、施工及び施設運営事業者選定のポイント

- (1) 財政運営を配慮し、本村の総負担額(イニシャル+ランニング)を、いかに低く抑えられるか。
- (2) 当該施設工事を施工する能力と実績を有しているか。
- (3) 当該施設を効率的・効果的に管理運営する能力と実績を有しているか。
- (4) 光回線サービス若しくはそれに相当する機能を有したサービス及びIoTサービス等の無線利用に適した回線サービスを、いかに良質で安定的に提供できるか。
- (5) 地元の活用について、配慮がなされているか。
- (6) 当該事業により整備した施設等の活用方法や、民間の創意工夫を生かした本村にとって魅力的な利活用促進策等が盛り込まれているか。
- (7) 評価点配分表

項目		配点	
1	提案内容	提案コンセプト	50
		業務体制	
		提供サービス	
		設備仕様	
		設計仕様	
		機器・施工仕様	
		スケジュール	
		運用保守	
		次期ネットワーク	
		島内ブロードバンド整備	
		その他提案	
2	整備後に係る維持管理費及び収支見積書	20	
3	事業費見積書	20	
4	会社概要(実績)	10	
合計		100	

### (8) 選定方法

審査は、選定委員会において、優先交渉権者を選定する。

なお、優先交渉権者の選定にあたっては、企画提案書に基づく提案内容のプレゼンテーション及び提案内容についてのヒアリング(質疑)による審査を実施する。

提案内容のプレゼンテーション及び提案内容についてのヒアリングの日程等は概ね以下のとおりとし、詳細は別途通知する。

①日程:令和2年6月10日(水)午前中※予定

②場所:十島村役場内

③時間:参加者1者あたりの説明時間は30分を予定

④その他:

ア.審査会場の入室は3名までとする。

イ.プレゼンテーションの内容は、提出した企画提案書等の内容とし、追加提案の説明や追加資料の配付は認めない。プロジェクター、スクリーンは村で用意するが、パソコン等については参加者で用意すること。

ウ.正当な理由なく、審査に参加しなかった者の提案は無効とする。

エ.参加者が1社のみの場合、書類審査のみとし、プレゼンテーションを実施しない場合がある。

## 10. 結果通知について

(1)選定結果通知書により選定審査の結果を通知する。

(2)失格

① 提案書等必要な書類をその提出期限内に提出しない場合

② 4の提案参加資格を満たしていないと判断される場合。

(3)評価内容及び経過に関する問合せについては、一切公表しないものとする。

## 11. その他

(1)経費の負担

提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。

(2)提出書類

提出された書類は、返却しないものとする。

提出された書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

(3)留意事項

本提案の審査は調査・設計、施工及び施設運営事業者の内定(優先交渉権者決定)のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約等の際には協議を行い、双方合意に至った場合に各契約等を締結するものとする。